



# 金沢市公報

号外第35号

平成16年(2004年)9月29日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
公告	
金沢駅武蔵北地区第一種市街地再開発事業 (第三工区・第四工区)の事業計画を定めた ことについて (再開発課)	1

金沢駅武蔵北地区第一種市街地再開発事業  
(第三工区・第四工区)に係る施行地区及び  
工区並びに設計の概要を表示する図書の写し  
の縦覧について ( " ) 1

## 公 告

金沢駅武蔵北地区第一種市街地再開発事業(第三工区・第四工区)の事業計画を定めたので、都市再開発法(昭和44年法律第38号)第54条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成16年9月29日

金沢市長 山 出 保

- 市街地再開発事業の種類及び名称  
種類 第一種市街地再開発事業  
名称 金沢駅武蔵北地区第一種市街地再開発事業(第三工区・第四工区)
- 事業施行期間  
平成16年9月29日から平成19年12月31日まで
- 施行地区及び工区  
施行地区 金沢市本町1丁目の一部  
工区 第三工区・第四工区
- 施行者の名称  
金沢市
- 事務所の所在地  
金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所内
- 事業計画の決定の年月日  
平成16年9月29日
- 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限  
平成16年10月28日まで

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第55条第1項の規定に基づき、石川県知事から金沢駅武蔵北地区第一種市街地再開発事業(第三工区・第四工区)に係る施行地区及び工区並びに設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市再開発法施行令(昭和44年政令第232号)第2条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成16年9月29日

金沢市長 山 出 保

- 縦覧場所 金沢市此花町3番2号  
金沢市都市整備部再開発課
- 縦覧時間 午前9時から午後5時30分まで

平成16年(2004年)9月29日 印刷  
平成16年(2004年)9月29日 発行

発行人  
発行所

印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地  
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

定価 100円

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
前 川 稔  
(株) 共 栄